

児童発達支援センター（明石市立あおぞら園・明石市立ゆりかご園）の 次期指定管理者候補者の選定について

1 対象施設

施設名	①あおぞら園・きらきら	②ゆりかご園
事業開始時期	2009年(平成21年)4月	1973年(昭和48年)4月
所在地	二見町東二見1836番地の1	大久保町大窪2752番地
実施事業	○あおぞら園 ・児童発達支援 ・保育所等訪問支援 ・障害児相談支援 ○きらきら ・児童発達支援	・児童発達支援 ・保育所等訪問支援 ・障害児相談支援 ・診療所
定員	あおぞら園 30名 きらきら 10名	40名

2 選定方針

2027年3月末に指定管理者の指定期間満了を迎える明石市立あおぞら園及び明石市立ゆりかご園は本市が設置する児童発達支援センターであり、あおぞら園では主に知的発達に関する支援、ゆりかご園では主に身体の障害や運動発達に関する支援とそれぞれ異なる専門性を持って支援を行っています。

児童発達支援センターについては、2024年4月の児童福祉法改正に伴い、幅広い高度な専門性に基づく発達支援や家族支援機能、地域の障害児通所支援事業所に対する助言や相談支援を行う機能などを備え、地域の障害児支援の中核的な役割を担う機関として位置付けられています。

施設の効率的な運営を行うため指定管理者による管理運営は継続するものの、法改正の趣旨を踏まえ、両園においてそれぞれの専門性を活かした幅広い支援を行うとともに、公の児童発達支援センターとして地域全体の障害児支援の更なる質の向上を図るため、次のとおり各園個別に次期指定管理者候補者の選定を行うものとします。なお、これまでと同様にあおぞら園とゆりかご園を同一の指定管理者が一体的に運営することも可能とします。

(1) 選定方法

指定管理者の選定にあたっては、民間事業者のノウハウ等の導入により、更なる市民サービスの向上が期待できるため、公募により指定管理者を募集するものとします。

(2) 指定期間

継続した事業の取組により、市民サービスの向上や施設の効率的な運営を図るため、5年間とします。

(3) 利用料金制

施設の利用促進により使用料収入の増加が図れるなど、指定管理者の自立的な経営努力が期待できることから、引き続き利用料金制を採用します。

3 今後のスケジュール

時期	内容
2026年5月	第1回選定委員会（選定方法・募集要項の決定）
2026年6月～7月	募集要項の公表・募集・説明会の開催
2026年8月～10月	第2回選定委員会（指定管理者候補者の書類審査） 第3回選定委員会（指定管理者候補者の面接審査・選定）
2026年11月	選定結果の通知・指定管理者候補者の公表
2026年12月	指定議案の提出（2026年12月議会） 指定の通知及び告示・公表
2027年1月～3月	事務引継ぎ（現指定管理者⇒次期指定管理者）※ 基本協定・年度協定（2027年度）の締結
2027年4月	次期指定管理者による管理運営業務の開始

※現指定管理者と次期指定管理者が異なる場合のみ

4 参考（用語説明）

実施事業等	内容
児童発達支援	未就学の障害のある子どもを対象に、日常生活における基本的動作・知識技能の習得、集団生活への適応のための支援を行う事業。
児童発達支援センター	地域の障害のある子どもの健全な発達において中核的な役割を担う機関として、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供するとともに、家族や地域の障害児通所支援事業者等に対し、相談、専門的な助言等を行う施設。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障害のある子どもを対象に、保育所等を訪問して集団生活への適応のための専門的な支援を行う事業。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する子どもを対象に、通所給付決定又は通所給付決定の変更の際に、障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとに支援等の利用状況のモニタリングを行う事業。